

卷末資料

● 吹田市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿 ●

◎委員長 ○委員長職務代理者

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
1号委員 (学識経験者)	◎井岡 勉	同志社大学名誉教授
	○藤井 伸生	華頂短期大学社会福祉学科教授
2号委員 (市 民)	岡本 祥子	市民委員
	北嶋 玉枝	市民委員
	倉本 浩礼	市民委員
	上山 克彦 (21.7~22.3) 村住 和子 (22.4~)	市民委員
3号委員 (市内の社会福祉を目的とする団体及び事業者並びに市内の公共的団体の代表者)	石田 富佐吉	吹田市自治会連合協議会 相談役
	熊井 茂治	吹田市施設連絡会 会長
	瀬良 満理子	吹田市ボランティア連絡会 会長
	隈井 剛	在宅介護支援センター相談員
	小松 育子 (21.7~23.3) 富士野 香織 (23.3~)	吹田市障害者等居宅介護等事業所連絡会 会長
	由佐 満雄	吹田市社会福祉協議会 副会長
	松橋 継男	吹田市民生・児童委員協議会 会長
4号委員 (関係行政機関の職員)	徳野 祐子	大阪府吹田子ども家庭センター 企画調整課 総括主査
	辰巳 幹雄	大阪府吹田保健所 次長

● 吹田市地域福祉計画策定・推進委員会 作業部会 部会員名簿 ●

◇作業部会長

(敬称略)

氏 名	役 職 等
◇藤井 伸生	華頂短期大学社会福祉学科教授
岡本 祥子	市民委員
北嶋 玉枝	市民委員
倉本 浩礼	市民委員
上山 克彦 (21.7~22.3)	市民委員
村住 和子	推薦による市民委員 (前・吹田市地域福祉計画策定委員会市民委員)
石井 祐理子	推薦による市民委員 京都光華女子大学 准教授
山内 惇一	推薦による市民委員 千一地区福祉委員会委員長
太治 利昌	推薦による市民委員 佐竹台地区福祉委員会委員長
山口 直規	推薦による市民委員 あびによん保育園 園長

● 吹田市地域福祉計画庁内策定・推進委員会を構成する部室課 ●

部		室	課	
総務部		人事室	職員研修所	
政策推進部		政策推進室		
		安心安全室		
自治人権部		人権平和室		
		男女共同参画室		
市民文化部		文化のまちづくり室		
		市民協働推進室		
産業労働にぎわい部		労働政策室		
児童部		こども政策室		
		子育て支援室	子育て支援課 保育課 児童育成課	
福祉保健部		地域福祉室	福祉総務課 生活福祉課 内本町地域保健福祉センター 亥の子谷地域保健福祉センター 総合福祉会館	
			高齢者くらし支援室	介護保険課 高齢生きがい課
			障がい者くらし支援室	
			国保高齢者医療室 健康づくり推進室	
	都市整備部		都市整備室	
			建築住宅室	住宅政策課
	建設緑化部		道路安全室	交通政策課
			緑化公園室	緑と水のふれあい課
教育委員会	学校教育部	教育総務室	教育総務課 学務課	
			教育政策室	
		学校教育室	指導課 幼稚園課	
			教育センター	
	地域教育部	生涯学習推進室	生涯学習課 中央公民館	
		青少年室		
		こどもプラザ推進室		
	体育振興部		体育振興室	

● 吹田市地域福祉計画策定・推進委員会設置要領 ●

(設置)

第1条 吹田市地域福祉計画(平成18年5月策定。以下「計画」という。)の推進及び進行管理と、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき第2次吹田市地域福祉計画(以下「第2次計画」という。)を策定するため、吹田市地域福祉計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 第2次計画の策定に関すること。
- (3) その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- | | |
|---|------|
| (1) 学識経験者 | 2人以内 |
| (2) 市民 | 4人以内 |
| (3) 市内の社会福祉を目的とする団体及び事業者並びに市内の公共的団体の代表者 | 7人以内 |
| (4) 関係行政機関の職員 | 2人以内 |

(任期)

第4条 委員の任期は第2次計画策定の完了までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会に、計画の策定及び推進作業を円滑に図るため、必要な場合に作業部会を置くことができる。

- 
- 2 作業部会に属すべき委員は、地域福祉に関心を有する者から委員長が指名する。
 - 3 作業部会に部会長を置き、作業部会に属する委員のうちから、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。
 - 4 作業部会は、部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。
 - 5 部会長は、作業部会で検討を行った事項について、委員会に報告を行うものとする。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉室福祉総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

● 吹田市地域福祉計画策定・推進委員会開催状況 ●

開 催 日		主 な 議 事 内 容
第1回	平成21年度 (2009年度)	7月31日
第2回		11月 2日
第3回		12月18日
第4回		2月23日
第5回	平成22年度 (2010年度)	4月23日
第6回		6月29日
第7回		9月 9日
第8回		10月26日
第9回		12月 7日
第10回		2月22日
第11回		3月18日

● 吹田市地域福祉計画策定・推進委員会作業部会開催状況 ●

開催日	主な議事内容
第1回	8月27日 ・策定・推進委員会における課題の検討方法について ・市民アンケート「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」について
第2回	9月28日 ・市民アンケート「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」について ・地域福祉計画の柱(1)地域福祉活動推進の条件整備の検討について
第3回	10月30日 ・地域福祉計画の柱(2)地域福祉活動への参加の促進の検討について ・地域福祉計画の柱(3)地域で活動する諸団体の活動への支援の検討について ・地域福祉市民フォーラムについて
第4回	11月24日 ・地域福祉計画の柱(2)地域福祉活動への参加の促進の検討について ・地域福祉計画の柱(3)地域で活動する諸団体の活動への支援の検討について ・地域福祉市民フォーラムについて
第5回	12月9日 ・「地域福祉活動推進の条件整備」の策定・推進委員会委員からの意見の検討について ・地域福祉市民フォーラムについて ・吹田市地域福祉計画推進モデル地区について
第6回	1月13日 ・地域福祉市民フォーラムについて ・地域福祉計画の柱(4)サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワークの検討について ・地域福祉計画の柱(5)保健・医療、社会福祉制度の充実①～③の検討について ・吹田市地域福祉計画推進モデル地区について
第7回	2月4日 ・地域福祉計画の柱(5)保健・医療、社会福祉制度の充実の検討について ・地域福祉計画の柱(6)関連施策の充実の検討について ・地域福祉計画の柱(2)地域福祉活動への参加の促進、柱(3)地域で活動する諸団体の活動への支援の策定・推進委員会委員からの意見の検討について ・吹田市地域福祉計画推進モデル地区について
第8回	3月4日 ・地域福祉計画「柱(4)サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク」、「柱(5)保健・医療、社会福祉制度の充実」、「柱(6)関連施策の充実」の策定・推進委員会の意見の検討について ・吹田市地域福祉計画推進モデル地区について ・地域福祉市民フォーラムの反省及びワークショップの意見まとめについて ・市民アンケート結果の分析について
第9回	3月25日 ・地域福祉計画「柱(4)サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク」、「柱(5)保健・医療、社会福祉制度の充実」、「柱(6)関連施策の充実」の策定・推進委員会の意見の検討について ・市民アンケート結果の分析について ・吹田市地域福祉計画推進モデル地区について ・第2次吹田市地域福祉計画骨子案について
第10回	4月12日 ・市民アンケート結果の分析について ・第2次吹田市地域福祉計画骨子案について ・吹田市地域福祉計画推進モデル地区について
第11回	5月20日 ・第2次吹田市地域福祉計画素案について ・「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」報告書の分析結果について ・吹田市地域福祉計画推進モデル地区について ・吹田市社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画の報告について
第12回	6月22日 ・吹田市社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画の報告について ・平成22年度計画策定年間スケジュールについて ・第2次吹田市地域福祉計画素案について
第13回	7月21日 ・第2次吹田市地域福祉計画素案について
第14回	8月18日 ・吹田市地域福祉計画推進モデル地区について ・吹田市地域福祉計画に係る事業の実績について(概要) ・平成22年度地域福祉市民フォーラムについて ・第2次吹田市地域福祉計画素案について
第15回	9月16日 ・吹田市地域福祉計画推進モデル地区「第2回佐竹台地区住民懇談会」について ・平成22年度地域福祉市民フォーラムについて ・「地域の人と協働できる職員育成のための地域福祉活動体験実習」について ・第2次吹田市地域福祉計画素案について
第16回	10月14日 ・平成22年度地域福祉市民フォーラムについて ・第2次吹田市地域福祉計画素案について
第17回	11月16日 ・第3回千一地区住民懇談会の報告について ・第2次吹田市地域福祉計画素案について
第18回	12月21日 ・第3回佐竹台地区住民懇談会の報告について ・地域福祉市民フォーラムの報告について ・第2次吹田市地域福祉計画素案について
第19回	2月1日 ・「地域の人と協働できる職員育成のための地域福祉活動体験実習」の報告について ・第2次吹田市地域福祉計画素案について
第20回	3月4日 ・第4回千一地区住民懇談会の報告について ・第4回佐竹台地区住民懇談会の報告について ・パブリックコメントの中間報告について ・第2次吹田市地域福祉計画素案について

平成21年度
(2009年度)

平成22年度
(2010年度)

● 吹田市地域福祉計画庁内策定・推進委員会開催状況 ●

開 催 日		主 な 議 事 内 容
第1回	平成21年度 (2009年度)	6月23日
第2回		9月28日
第3回		1月22日
第4回		2月17日
第5回		平成22年度 (2010年度)

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条）

第3章 市民等の役割及び市の責務（第4条―第6条）

第4章 くらしと健康を支えるための福祉の増進に関する基本的施策（第7条―第12条）

第5章 くらしの支援のための施策

第1節 市民福祉に関する施策（第13条―第15条）

第2節 高齢者福祉に関する施策（第16条―第18条）

第3節 障害者福祉に関する施策（第19条―第21条）

第4節 児童福祉に関する施策（第22条―第25条）

第6章 健康の増進のための施策（第26条―第29条）

第7章 雑則（第30条）

附 則

吹田は、古くから農業や商工業が営まれ、人々のくらしの場として栄えてきました。人々は地域において互いに助け合い、協力し合うことで良好な近隣関係を築き上げ、自らのくらしを守ってきました。そして、現在では、行政の力だけでなく、市民や事業者を含め、行政と地域が一体となってくらしと健康を守る地域福祉活動が展開されています。

しかしながら、地域を取り巻く社会情勢が日々変化していく中で、私たちのまわりでは、貧困と格差の問題、少子高齢化と核家族化の進行、近隣関係の希薄化、さらに児童や高齢者への虐待といった生命にかかわる課題が山積しています。そうした課題を解決し、市民のくらしと健康を支えるためには、市が、公的な責務を果たしながら、自助、互助、公助の役割分担を認識しつつ、市民及び事業者との協働により、互いに助け合っくらしと健康を支える取組を推進するとともに、地域の実情に応じた福祉の増進に関する施策を総合的に実施することがこれまで以上に求められています。

このような状況において、日本国憲法で規定されている健康で文化的な最低限度の生活を営む権利をあらゆる市民が有することを踏まえ、市民の福祉の増進についての基本理念を定めることにより、市民、事業者及び市は、一定の方向性の下で市民のくらしと健康を支える取組を行い、だれもが住み慣れた地域において健康で安心して暮らすことができるまちづくりの推進を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の福祉の増進について基本理念を定め、市民及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、だれもが住み慣れた地域において健康で安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。



(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、本市に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者及び団体をいう。

第2章 基本理念

第3条 市民、事業者及び市は、市民の福祉の増進に当たっては、次に掲げる事項を目指して行わなければならない。

- (1) あらゆる市民が基本的人権を保障されること。
- (2) あらゆる市民が健康で安心して暮らすことができるまちづくりの推進に寄与すること。
- (3) あらゆる市民が生涯にわたって生きがいを持つことができるようにすること。
- (4) すべての子どもがその権利を尊重され、健やかに育つこと。

2 市民、事業者及び市は、市民の福祉の増進に当たっては、地域において様々な課題を共有し、互いに支え合うことにより行わなければならない。

第3章 市民等の役割及び市の責務

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、福祉の増進について主体的に取り組むとともに、互いにくらしと健康を支える役割を果たすものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、事業に従事する者に対する子育て支援、介護支援その他のくらしの支援及び健康の増進に努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念に基づき、国及び他の地方自治体との連携並びに市民及び事業者との協働により、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、あらゆる施策の実施に当たっては、市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に配慮しなければならない。

4 市は、市民及び事業者が行う市民のくらしと健康を支えるための福祉の増進に関する取組を支援するものとする。

第4章 くらしと健康を支えるための福祉の増進に関する基本的施策

(基本方針)

第7条 市民、事業者及び市は、あらゆる市民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されるよう努め、だれもが住み慣れた地域において、健康で安心して暮らすことができる社会の実現を目指すものとする。



(各種計画の策定及び施策の推進)

第8条 市は、基本理念に基づき、地域の実情に配慮して市民の暮らしと健康を支えるための福祉の増進に関する各種計画を策定し、施策を推進するものとする。

(取組への支援)

第9条 市は、事業者とともに、市民が暮らしと健康を支えるための福祉の増進に関する取組をする機会の充実を図るため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、市民及び事業者とともに、市民の暮らしと健康を支えるための福祉の増進に関する意識の高揚を図り、暮らしと健康を支えるための福祉の増進を担う人材及び団体を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

(啓発)

第11条 市は、次に掲げる事項に対する市民及び事業者の理解を深めるための啓発を行うものとする。

- (1) 高齢者の尊厳及び権利に関すること。
- (2) 障害及び障害者の権利に関すること。
- (3) 子どもの権利に関すること。
- (4) 健康の増進及び健康被害等の防止に関すること。

(顕彰)

第12条 市は、市民の暮らしと健康を支えるための福祉の増進に関し功績のあった個人及び団体の顕彰に努めるものとする。

第5章 暮らしの支援のための施策

第1節 市民福祉に関する施策

(基本方針)

第13条 市民、事業者及び市は、高齢者、障害者及び子どもを含むあらゆる市民の暮らしに応じた様々な支援を推進することにより、だれもが住み慣れた地域において、安心して自立した暮らしを続けることができる社会の実現を目指すものとする。

(施策の推進)

第14条 市は、あらゆる市民が安心して暮らすことができるよう、住宅の確保、就労の支援その他の暮らしを支える施策の充実に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者とともに、あらゆる市民が安全かつ快適に暮らすことができるよう、バリアフリーのまちづくりに必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、あらゆる市民に移動の自由が得られるよう、必要な支援に努めるものとする。

(地域における相互支援の促進)

第15条 市は、住み慣れた地域において市民が暮らしを支え合い、地域福祉の向上が図られるよう、市民、事業者及び福祉施設の相互交流及び連携の促進に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者とともに、地域の支援ネットワークを強化し、だれもが安心して安全に暮らすことができるよう、見守り体制の構築に努めるものとする。

第2節 高齢者福祉に関する施策

(基本方針)

第16条 市民、事業者及び市は、高齢者について、自立した一人の人間として健康で潤いのある生活が保障される社会の実現を目指すものとする。

(施策の推進)

第17条 市は、高齢者の健康状態及び介護状態に応じた施策を推進するものとする。

2 市は、高齢者の介護に携わるすべての人に対する支援に努めるものとする。

3 市は、高齢者の生きがいづくりへの支援に努めるものとする。

(介護事業等の充実)

第18条 市は、事業者とともに、高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けることができるよう、介護事業等の充実を図るものとする。

第3節 障害者福祉に関する施策

(基本方針)

第19条 市民、事業者及び市は、障害を理由とした偏見及び差別をなくし、共に生き、共に働く社会の実現を目指すものとする。

(施策の推進)

第20条 市は、障害者の権利を擁護する施策を推進するものとする。

2 市は、障害者の相談支援体制の整備等、地域におけるくらしの支援に努めるものとする。

3 市は、障害者の介護に携わるすべての人に対する支援に努めるものとする。

4 市は、事業者とともに、障害者の雇用の促進に努めるものとする。

(障害福祉事業の充実等)

第21条 市は、事業者とともに、障害者が住み慣れた地域において日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害福祉事業の充実を図るものとする。

2 市は、障害者が働く喜びを実感できる場の提供に努めるものとする。

第4節 児童福祉に関する施策

(基本方針)

第22条 市民、事業者及び市は、すべての子どもが健やかで幸福に育ち、すべての家庭において、夢を^{はぐく}み、喜びを持って子どもを生み育てることができる社会の実現を目指すものとする。

(施策の推進)

第23条 市は、市民とともに、すべての子育て家庭において子育てにおける孤独感、不安感等の心身の負担が軽減されるよう、施策の推進に努めるものとする。

2 市は、地域との緊密な連携を図ることにより、児童虐待の防止に関する施策の推進に努めるものとする。

(子育て支援事業の充実等)

第24条 市は、市民及び事業者とともに、子育て支援事業等の充実を図るものとする。

2 市は、仕事と子育ての両立ができるよう、保育所等の施設の整備に努めるものとする。

3 市は、市民が心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、情報の提供、安全対策等の生活環境の整備に努めるものとする。

（子どもの権利の擁護）

第25条 市は、市民及び事業者とともに、子どもの権利を擁護し、子どもの最善の利益が尊重されるよう配慮するものとする。

2 市は、児童虐待等により配慮を要する子ども及び家庭に対する支援のために必要な施策の充実を図るものとする。

第6章 健康の増進のための施策

（基本方針）

第26条 市民、事業者及び市は、あらゆる市民が心身ともに健康に暮らすことができる社会の実現を目指すものとする。

（施策の推進）

第27条 市は、あらゆる市民の命を守り、健康を増進するため、健康診査等の保健事業の推進に努めるとともに、その健康状態に応じて市民を適切な医療につなげるものとする。

2 市は、健康の増進のために必要な情報の収集及び調査を行うものとする。

3 市は、食生活の向上に資する情報その他の健康の増進に関する情報の提供に努めるものとする。

（医療を受ける市民に対する支援施策の充実）

第28条 市は、高齢者、障害者、子どもその他医療を要する市民が適切に医療を受けることができるよう、必要な施策の充実を図るものとする。

（活動及び交流の場の提供）

第29条 市は、市民及び事業者とともに、地域における健康の増進に関する活動及び交流の場の提供に努め、その活性化を図るものとする。

第7章 雑則

（委任）

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

用語集

[D]

DV (Domestic Violence)

配偶者や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力(ドメスティックバイオレンス)のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力、社会的暴力なども含まれる。

[N]

NPO (Non Profit Organization)

民間非営利団体のこと。この計画の中では、平成10年(1998年)に制定された特定非営利活動促進法(NPO法)による特定非営利活動法人だけでなく、広く営利を目的としない公益事業や市民活動を行う民間の組織を指す。

[あ]

アウトリーチ

問題を抱えながらも、そのことを自覚していない人や福祉サービスの利用に拒否的な人に対して、相談窓口への来所を待つのではなく、社会福祉実施機関や援助者が対象者の元へ出向き、積極的に手を差し伸べて、福祉サービスの利用に結びつけることを指す。

安心・安全カード

日常の様子や健康状態、また緊急時の連絡先などを記入するカード。民生委員・児童委員が高齢者の方への見守り・支援の活動の際に使用している。

安心安全の都市(まち)づくり宣言

すべての人が互いに助けあい、思いやりながらともに生きることのできる持続可能なまちづくりを通じて、「安心して安全に暮らせるすいた」の実現を図るための市民総意による宣言。安心して暮らすことのできる安全なまち、いつまでも誇りをもって住み続けたいという想いをもとに、市の将来像である“人が輝き、感動あふれる美しい都市(まち)吹田”をめざし、市民、企業、行政、が力をあわせて取り組んでいる。

いきいきサロン

地区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動のひとつで、地区公民館や地区市民ホール、集会所などで、おおむね65歳以上の高齢者を対象に茶話会やレクリエーションなどを行っている。仲間づくりや情報交換の場であり、また社会参加の場を提供することで「閉じこもり」予防にもなっている。

運営適正化委員会

福祉サービス利用者の利益保護と権利擁護の仕組みとして、社会福祉法第83条に基づき、大阪府社会福祉協議会に置かれている機関で、「地域福祉権利擁護事業運営監視小委員会」と福祉サービスに関する利用者等からの苦情を解決するための「福祉サービス苦情解決小委員会」により構成される。

[か]

介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護を要する高齢者などからの相談に応じ、その心身の状況等に応じて適切な居宅サービス又は施設サービスが受けられるよう、関係機関や居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整、介護サービス計画(ケアプラン)の作成などを行う専門職。

介護相談員

市が市民の中から選任し、派遣している相談員で、介護サービスを提供している事業所(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム等)を訪ね、サービスの利用者等の話を聞き、相談に応じることにより、利用者の疑問や不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所の介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。

介護保険制度

介護を社会全体で支えあう仕組みとして、平成12年(2000年)4月から実施されている社会保険制度。加齢に伴って体の機能の衰え、日常生活に支障が生じた被保険者に、必要な保険給付(介護サービスの提供)を行う。平成18年(2006年)4月からは、介護予防をより推進するために、軽度者には新予防給付サービスを提供するとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者には、市が設置する地域包括支援センターが地域支援事業を実施することとなった。

ガイドヘルプサービス

ホームヘルプサービス事業の一環として、一人で外出するのが困難な障がいのある人(重度の視覚障がいのある人、重度の全身性障がいのある人、知的障がいのある人など)を対象に、外出の際に付き添い介護を行うサービス。

キッズセーバー

「防犯警備協力員」のことで、幼稚園及び小学校における幼児や児童の安全対策の充実を図るため、正門等や校区内における子どもたちの安全に関わる協力活動を行う。保護者、地域住民等のボランティアで構成している。

協働

共通の目的のために協力して働くこと。本計画では、だれもがいきいきと安心して暮らしていけるまちづくりのため、行政、市民、社会福祉協議会、事業者などが、互いの立場を理解しながら、協力、連携して、それぞれの役割を發揮していくことを意味する。

居宅介護支援事業所

介護保険の給付対象となる居宅サービスをはじめとする各種のサービスを、居宅の要介護者などが適切に利用できるように介護サービスの計画(ケアプラン)を作成し、計画に基づいてサービスが適正に提供されるよう、サービス提供事業者と連絡・調整を図る事業所のこと。

居宅サービス

居宅で生活する高齢者や障がいのある人などに提供される介護等の福祉サービスのこと。また、介護保険の給付対象となる、居宅の要介護者などに提供されるサービスのこと。訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)、福祉用具貸与などのサービス。

グループホーム

地域社会の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建て等)において、障がいのある人や認知症の高齢者等が数人で、一定の経済的負担を負って、家庭的な雰囲気の中で共同生活をする場のこと。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常生活援助が行われる。また、ケアホームでは世話人の他に生活支援員が配置され、食事や入浴、排泄などの介護も加わる。

ケアプラン(介護サービス計画)

要介護者の心身の状況や生活環境などを考慮し、個々のニーズに合わせた適切な介護サービスが提供されるよう、サービスの種類や内容、頻度などを具体的に定める計画のこと。居宅介護サービス計画と施設介護サービス計画の総称。

ケアマネジャー(介護支援専門員)

「介護支援専門員」の項を参照のこと。

コーディネーター

物事を円滑に推進するために連携を図り、調整すること。特に、地域援助活動においては、地域内の機関、施設、団体間の連携を図り、調整することが重要となる。コーディネーターは、その調整を行い、つなぎ役をする人や機関のこと。

高齢クラブ

「仲間がほしい、何か社会のために役立ちたい」などの願いを持つ、おおむね60歳以上の方が自分たちの手で結成し、運営しているクラブ。活動内容は、レクリエーション、スポーツ、親睦会、社会見学・旅行のほか、勉強会や地域・社会奉仕活動など。運営は、会費や国、府、市の補助金などで行っている。

高齢者いきいの家

高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設で、高齢者の相互交流や社会参加の促進、高齢者の自立支援等を目的として設置している。市内に1か所ある。

高齢者いきいの間

地域高齢者の教養の向上、親睦、レクリエーション等及び高齢クラブ活動の場として、主に地区公民館や地区市民ホールなどに併設されている。各小学校区単位に、市内に35か所ある。

高齢者向け優良賃貸住宅制度

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、良好な居住環境を備えた高齢者向けの優良な賃貸住宅を供給する制度。

高齢者ランチルームモデル事業

高齢者が住み慣れた地域でみんなで楽しく食事ができるランチルームを整備し、食生活の充実と、積極的な外出を促す事業。

高齢者友愛訪問事業

適切な助言または連絡を必要とする75歳以上の方及び75歳以上の高齢者世帯、65歳から74歳までの寝たきりやひとり暮らしで声かけや見守りが必要な方を訪問し、激励する。訪問する高齢者が手作り品を作製し、持参することにより訪問者自身の介護予防や生きがいを高めることも事業目的とするため、本市においては高齢クラブ連合会に委託している。

子育てサロン

地域で就学前の子どもを子育て中の親子が互いに交流し、子育てを楽しみながら仲間をつくり、子育ての悩みを話しあったりできる支えあいの活動をいう。子育て中の親子を地域で支援する活動で、開催する地区福祉委員会は会場やおもちゃなどを提供し、また、子育ての相談にも応じる。

子育て広場

乳幼児とその保護者を中心に気軽に集まり、交流をする場。身近な地域の子育て情報の提供や、大人も子どもも楽しめる講座や行事なども行っている。市民団体が運営しており、現在市内に7か所ある。

孤独死

だれにも看取られずに亡くなること。特に、ひとり暮らし高齢者が自室内で亡くなり、死後しばらく経ってから初めて遺体が発見されるような場合をいう。「孤独死」という言葉は阪神・淡路大震災後に使われ出した言葉で、新たな課題となっている。

子ども家庭センター(児童相談所)

0歳からおおむね25歳までの児童・青少年に関するさまざまな相談(虐待・非行・不登校・障がい等)、配偶者からの暴力(DV:ドメスティックバイオレンス)被害者の相談などに応じている。市内に「大阪府吹田子ども家庭センター」がある。

こども110番の家

不審者(犯人)から逃れるために駆け込んできた子どもたちの安全を確保する場所。小学校区単位で協力家庭(商店・事務所等も含む)を募っていて、協力家庭は玄関先等、よく見えるところに「こども110番の家」の旗やプレート等を掲示している。

子ども見守り家庭訪問事業

民生委員・児童委員及び主任児童委員が地域における新生児の健やかな成長を見守るため、市内の生後4か月までの乳児のいる全家庭への訪問を行い、子どもの年齢別に、子育てに関する施策・事業が掲載された『子ども・子育てサポートブック』の配布や、4か月児健診の案内、地域の子育てサロンなどの情報を伝える事業。

コミュニティ

一般的には、地域性と共同意識によって成立する地域社会のことを指す。中でも「地域コミュニティ」という場合は、特に地域の結びつきが強く、ある一定の地域に属する人々が自主性と自らの責任において、住みよい地域づくりを行う集団のことを指す。

コミュニティ協議会

現在、JR以南コミュニティ協議会と、亥の子谷コミュニティ協議会がある。市民自らが主体的にさまざまな地域活動を通じてまちづくりに参加し、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的に組織された団体で、コミュニティセンター内のコミュニティプラザの運営管理を受託している。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

地域で困っている人と必要な支援を結びつけたり、地域福祉活動を活性化させる、いわば「地域のつなぎ役」をする人。主には、地区福祉委員会活動の支援、地域福祉活動計画や地域福祉計画の支援と推進、支援を要する人に対する相談などを行う。

コミュニティバス

高齢者・障がいのある人などの移動手段確保、交通不便地域の解消、地域住民の利便性の向上をめざして、道幅の狭い道路の運行など、地域のニーズに応じてサービスを工夫した新しいバス運行システム。

コミュニティプラザ

文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の際に使用し、これらの活動が相互に連携することにより、地域における交流を促し、世代を超えた市民の連帯を深め、潤いのある豊かな地域社会を形成することを目的とする。市内には内本町と亥の子谷の2か所がある。

【さ】

災害時要援護者登録制度

災害時要援護者を本人の同意に基づいてあらかじめ把握し、市と地域で情報を共有することにより、災害時に備え地域の中で安否確認や避難支援などが行える支援体制をめざすもの。

具体的には、災害時に家族等の支援だけでは避難することができない在宅の人等が、自身の個人情報や地域支援者（自治会、自主防災組織等）に提供することに同意した上で市へ登録申請を行い、市はそれに基づき災害時要援護者名簿を作成。その後、市が災害時の支援活動についての協力と個人情報の取り扱い等についての協定書を市へ提出した地域支援組織へ災害時要援護者の情報を提供し、地域ではその名簿により要援護者を把握し、災害時に安否確認等が行えるように支援体制を整えていく。

サービス整備圏域

改正介護保険制度の中で、日常生活圏域を中心として地域密着型サービスや、介護予防を含めた包括的・継続的なサービスの提供が行われることとなった。本市では、第4期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、日常生活圏域を施策を進める単位ととらえ、サービス整備圏域として位置づけ、その設定は、吹田市第3次総合計画の地域別計画を踏まえることとし、「JR以南」「片山・岸部」「豊津・江坂・南吹田」「千里山・佐井寺」「山田・千里丘」「千里ニュータウン(万博・阪大区域を含む)」の6つのサービス整備圏域を設定している。

在宅介護支援センター

在宅の要介護者やその家族のために、介護に関する相談や問い合わせに応じ、介護保険制度や市の保健福祉サービスについての申請、受付、問い合わせなど、介護に関する相談をすることができ、必要な手続きや連絡・調整を行う。市内には12か所ある。

自主防災組織

住民の自発的な防災活動を促進するため、地域の自治活動の一環として防災活動を行う組織。活動内容としては、平常時には災害発生の未然防止等をし、災害時には避難誘導等を行う。吹田市地域防災計画にて、町内会や自治会等を単位として、自主防災組織の結成を促進している。

施設連絡会

社会福祉協議会の組織構成会員であり、社会事業を行うことを目的とした民間の福祉施設が集まった組織。地区福祉委員会などと連携して、専門性を生かし社会貢献を行っている。

児童福祉施設

児童及びその保護者を対象に、療育、保護、訓練、育成などについて適切な環境を提供し、児童の福祉を図る施設をいう。児童福祉法の規定では、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障がい児施設、肢体不自由児施設、重症心身障がい児施設、児童自立支援施設などがある。

児童養護施設

児童福祉法における児童福祉施設のひとつで、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設。市内には2か所の児童養護施設がある。

市民公益活動

平成14年(2002年)に制定された「吹田市市民公益活動の促進に関する条例」において、「市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動」と定義されている。

市民後見・法人後見等成年後見制度

成年後見制度を利用する際に、親族や弁護士等の専門職に後見人を依頼することができない場合、同じ地域の市民やNPO法人等が後見人となることにより、判断能力が不十分な人が地域社会で生活できるように支援する制度。

社会貢献支援員

大阪府社会福祉協議会老人施設部会が、老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）において、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、地域の関係諸機関と連携しつつ、福祉制度の狭間で生活に困難をきたしている人の相談に応じ、生活の見守りや情報提供、必要と思われる場合には経済的支援を行い、問題解決を図るために実施している事業を社会貢献事業という。この事業において、施設で総合生活相談員が配置できない場合に大阪府社会福祉協議会から派遣している相談員を「社会貢献支援員」という。

社会資源

いろいろな社会の問題を解決するために使われる各種制度や施設、機関、知識、技術、資金など、人的・物的な資源の総称。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野での共通の基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公正で適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の推進に資することを目的とする。

生涯学習

一人ひとりが、それぞれに適した手段・方法で、主体的に生涯のあらゆる時期を通じて行うさまざまな学習をいい、それを通じて豊かで生きがいのある充実した生活の創造をめざすもの。学校教育などで行われる学習だけではなく、コミュニティ活動のような意識されない自主的な活動や、日常の経験などから学ぶ学習まで広範囲に及ぶ。

障害者自立支援法

障がいのある人の地域での生活と就労を進め、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する制度。平成18年（2006年）4月1日施行。

小地域ネットワーク活動

吹田市内にある33の地区福祉委員会それぞれの地区内で、高齢者や障がいのある人など支援を必要としている人に対して、同じ地区内の住民が行うさまざまな援助活動のこと。「ふれあい昼食会」や「いきいきサロン」「子育てサロン」のような集団援助活動や、「見守り・声かけ訪問」のような個別援助活動がある。

ショートステイ

短期入所のことで、家族が介護している障がいのある人や高齢者や児童が、障がいのある人の施設や老人福祉施設、児童福祉施設などで短期間入所し、必要な介護及び保護を受けるサービス。家族がショートステイを希望する理由については、冠婚葬祭や用事だけではなく、体を休めたりレクリエーション行事への参加など多岐にわたり、希望する理由は問われない。

少年の村

青少年団体が育成のためのジュニアリーダーの養成をめざし、大自然の中で創造的な活動力を持った心身ともにたくましい青少年の育成を図る事業。新しい仲間と自然に親しみながら人間関係を育み、そのことで将来地域での活動に興味を持つきっかけになることをめざす。市立少年自然の家で行われている。

食育推進計画

食に対する意識の向上や食生活の改善によって市民の健康の保持・増進を図ることを目的とした計画。食を中心としたところとからだの健康づくりを基本方針とし、食を中心とした健康づくりを進める。健全な食生活や食に対する知識の向上などの基本項目を設定しており、市や関係機関等が食育の推進のために密接に連携したネットワークの構築をめざす。

シルバー人材センター

市内に住む60歳以上の人々が、就職は希望しないが、経験や技術を生かし、生きがいの充実や社会参加を希望する場合に、会員登録を行い、臨時的・短期的・その他軽易な仕事を提供される機関。センターが会員の希望と能力に応じて仕事を割り当て、就業実績に応じて配分金(報酬)を支払う。

シルバーハウジング

65歳以上の高齢者が地域の中で自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮された公的賃貸住宅の供給と、生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による日常生活支援サービスの提供を合わせて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅。

吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

市民の福祉の推進についての基本理念を定め、市民、事業者及び市が、一定の方向性の下で市民のくらしと健康を支えるための福祉の推進に関する施策に取り組み、だれもが住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができるまちづくりの推進を図る条例。

青少年委員会

青少年が主体となって自身のニーズを運営に反映させる組織。施設利用のルールづくりや自主企画事業の検討を行うなどして、青少年が当事者として施設運営や地域づくりに参画する機会の提供を目的とする。

制度の谷間にある人の問題

ひとり暮らしの高齢者の孤独死や子どもを養育する親等による児童虐待、さらに、ひきこもりやDVなど、これまでの福祉制度では対応が難しい問題。

世代間交流事業

地区福祉委員会が行う、地域の幼稚園や小・中学校と連携して高齢者が地域の子どもたちと交流する事業。音楽会などの学校行事への参加や、地域で行われるまつりの開催などを通して、子どもから高齢者までが、仲良く気軽に挨拶を交わせるような地域をめざす。

セーフティネット

直訳は安全網。ライフセーフティネットワークのことで、何らかの生活課題を抱えた人が、さらに困難な状況に陥らないように、安全網(セーフティネット)として生活を支える制度や仕組みのこと。

ソーシャル・インクルージョン

「社会的包摂」のことで、貧困者や失業者、ホームレス等、社会福祉制度からもれ、社会的に排除されたり孤立している人々を排除せず、社会の一員として迎え入れることによって、健康で文化的な生活の実現につなげ、すべての人々を社会の構成員として包み支えあうという考え方。

【た】

第三者委員

福祉サービスを提供する事業所に寄せられた利用者及びその家族等からの苦情に対応するため、事業者が設置した人で、苦情内容の確認、解決案の調整、助言等を行う人。

地域教育協議会

家庭・地域・学校が互いに子ども達の育成の手助けになるように協議して取り組む教育コミュニティづくりの中心となる中学校区単位の組織で、地域のいろいろな活動や取り組みのネットワーク化を進め、子どもに「生きる力」を育むための支援を行っている。地域で青少年の育成に関わっているさまざまな団体で構成されている。

地域貢献支援員

愛称、スマイルサポーター。地域貢献支援員(スマイルサポーター)制度により大阪府知事から認定証を交付された者で、地域の子育て家庭への相談活動に加えてその活動内容を高齢者や障がいのある人等に関するものにまで広げ、子育て支援の充実や関係機関との連携強化を図る。

地域交流室

市民の生涯学習や交流の場として使うため、小学校の余裕教室を整備したもの。現在、山手小学校と桃山台小学校内にある。

地域子育て支援センター

子育て支援のための地域の総合的拠点。保育所にこれまで蓄積された子どものあそび・生活・健康などに関する経験やノウハウを生かして地域の保護者や子どもたちの支援を行う。市では公立保育園と一部の私立保育所がこの役割を担い、育児教室や育児サークルの育成・支援などの事業を行っている。

地域支えあいネットワーク推進事業

コミュニティソーシャルワーカー及び日常生活自立支援専門員を配置し、地域での高齢者など支援を要する者またはその家族等の支援及び地域住民活動のコーディネートを通じて、地域の要援護者等の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行い、地域の総合相談・支援のためのネットワークを構築する事業。また、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の推進も図る。

地域自立支援協議会

障がいのある人の自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域づくりの実現に向け、協議・調整を行っている協議会。具体的には、困難事例への対応及び調整、地域の関係機関等によるネットワークの構築、地域の社会資源の開発及び改善など。

地域福祉活動計画・地区福祉委員会5か年計画

吹田市社会福祉協議会が策定した、住民の視点に立った地域福祉の行動計画。33地区福祉委員会も自らの活動計画となる「地区福祉委員会5か年計画」を策定した。「誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくり」をめざしており、市の策定する地域福祉計画と連携して進める。平成22年度(2010年度)から第2次地域福祉活動計画が始まり、平成26年度(2014年度)までが計画期間となる。

地区福祉委員会

地域組織として、おおむね小学校区ごとにつくられた地域福祉推進のための住民組織で、33の地区福祉委員会がある。自治会・高齢クラブなどの各種団体から参加・協力する人と、民生委員・児童委員、ボランティアなどが地区福祉委員となって、ひとり暮らし高齢者への「ふれあい昼食会」や「見守り・声かけ訪問」、「いきいきサロン」、「子育てサロン」などの「小地域ネットワーク活動」を中心に、多彩な地域福祉の活動を行っている。

昼間独居

三世同居などでひとり暮らしではない高齢者が、昼間、同居する家族等が仕事等で留守にし、実質的にひとり暮らしと同じ状態になることを指す。

デイサービス

通所介護のことで、障がいのある人や高齢者が施設に通い、入浴、食事の提供や機能訓練などのサービスを受ける。行き帰りの送迎サービスを伴う場合もある。

出前講座

市民の学習活動を支援するため、市の各所管課が担当の業務や取り組んでいる施策について、学習講座という形でメニュー化し、職員が地域に出向いて話をする。市民は知りたい、聞きたい、学びたいものを講座メニューの中から選ぶ。

特定健康診査・特定保健指導

平成20年(2008年)4月から始まった40～74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした保険制度。特定健康診査は、メタボリックシンドロームに着目した検診で、身体計測等の基本的な項目の計測を行う。特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣を見直すサポートをする。

特別養護老人ホーム

老人福祉法に規定する老人福祉施設のひとつ。原則65歳以上の者であって身体上又は精神上において著しい障がいがあるため常時の介護を必要とし、かつ在宅において生活することが困難な人が入所対象となる。市内には15か所の特別養護老人ホームがある。

トワイライトステイ

ひとり親家庭などの保護者が仕事などでいつも帰宅が遅い、または休日に不在のため、児童の生活指導・家事が困難なとき、原則として6か月以内、児童を市内の児童養護施設で午後10時まで預かり、生活指導や夕食の提供などを行うサービス。

[な]

難病

難病とは、①原因不明、治療方法未確定、後遺症を残すおそれの少なくない疾病 ②経過が慢性にわたり単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされており、厚生労働省が実施する難治性疾患克服研究事業の臨床調査研究分野の対象に指定された130疾患をさす。難病のうち、特定疾患治療研究事業の対象である56疾患に罹患している場合、医療費助成の制度がある。

日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用補助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス等を提供することにより生活を支援する事業。

認知症サポーター養成事業

認知症について正しく理解し、認知症の人に対する接し方を学んだ人が、生活のさまざまな場面で、認知症の人及びその家族をサポートする制度。認知症サポーター養成講座を受講した人が認知症サポーターとよばれる。

ノーマライゼーション

障がいのある人が普通にその人らしい生活が送れるのが通常の社会であり、だれもが分け隔てなく、社会の一員としてお互いを尊重しあい、平和に暮らすことができるのが当たり前の社会であるという考え方。

[は]

ハザードマップ

地震や洪水などの自然災害に備えて、災害が起こった場合の「被害予測図」のことで、地域の状況に合わせ、被害の程度の予測とともに、避難場所や避難経路などを掲載している。本市においては「洪水ハザードマップ」を作成し、防災ハンドブックと同様に全戸に配布している。

発達障がい

発達障害者支援法(平成17年〔2005年〕4月施行)によると、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとされている。

パブリックコメント

重要な条例を制定・改廃する場合や、重要な計画を策定する場合などにその案を市民に公表し、その案に対して市民から意見の提出を受け、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して最終的な意思決定を行う制度。

バリアフリー

道路や建築物の入り口の段差などの解消や、読みやすい大きな文字・点字での表示など、高齢者、障がいのある人などの社会参加や自立を困難にしている物理的、社会的、制度的なバリアなど、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障がいを除去すること。また、こういった人々への偏見・差別を取り除くことを「心のバリアフリー」という。

光の森

不登校児童・生徒を対象に、様々な体験活動や学習支援を行い、生きる力・社会性・自立性の育成を図り、学校への復帰など社会的自立を図る活動。利用施設は男女共同参画センター及び自然体験交流センターであり、男女共同参画センターでは、視聴覚室や生活科学室(家庭科室)などさまざまな教室を使用しながら多彩な活動を行っている。

ひきこもり

ひとつの疾患や障がいを表すのではなく、長期にわたって社会に参加できず、生活の場がせばまった状態をさす言葉。精神疾患が原因の場合とそうではない場合の大きく2つに分けられる。「社会的ひきこもり」は「20代後半までに現われ、6カ月以上自宅にひきこもって社会参加しない状態が持続しており、精神障がいと第一の原因とは考えられないもの」と定義される。

ファミリー・サポート・センター

地域において育児の援助を行うことができる市民と育児の援助を受けたい市民をファミリー・サポート・センターの会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動を行うもの。

福祉オンブズパーソン(福祉保健サービス苦情調整委員)制度

市が個人を対象に行った福祉保健サービスについて、「受けられるはずだったのに受けられなかった」などといった苦情の申し立てについて、福祉などの専門家である福祉オンブズパーソン(福祉保健サービス苦情調整委員)が公正・中立な立場で、申し立て人に代わって、苦情の内容を調査・審査し、必要な場合には市に対して制度の改善や意見などを求める制度。

福祉型借上公共賃貸住宅制度

民間の土地所有者等が建設する一定の水準と設備をもつ福祉型の賃貸住宅を市が20年間借り上げ、住宅に困窮する高齢者や障がいのある人に市営住宅として供給する制度。

福祉審議会

「市民」「学識経験者」「市内の福祉団体及び公共的団体の代表者」「市議会議員」「関係行政機関の職員」で構成され、高齢者や障がいのある人、児童の福祉に関する事項、その他社会福祉に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査審議し、答申することを任務として設置された附属機関。

ふれあい交流サロン

乳幼児から高齢者までの市民が、気軽に利用できる世代間交流の場。市内には、西山田ふらっとサロン、陽だまりルーム、ほっとサロンちさと、ふれあい交流サロンだけのこの4か所がある。

ふれあい昼食会

地区福祉委員会が行う、地域のひとり暮らし高齢者を対象とした昼食会。日ごろはひとりで食事をするひとり暮らしの高齢者も、同世代の方や地区福祉委員といっしょに楽しく食事をする場になっている。

ホームヘルプサービス

訪問介護のことで、ホームヘルパー(訪問介護員)が障がいのある人や高齢者の家を訪問し、入浴、排泄、食事、外出の付き添いなどの身体介護や、調理、掃除、洗濯、買物などの生活援助を行うサービス。

ホームレス

平成14年(2002年)8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、この法律においてホームレスとは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」を指す。

ホームレス自立支援推進協議会

ホームレス問題を大阪府内全域の問題として捉え、大阪府、市町村が連携・協力して対策を推進していくために、平成15年(2003年)7月に設立されたもの。その後、平成16年(2004年)4月には「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」が策定された。

ポケットパーク

ビルなどが建ち並ぶまちの一角などに設けられる小さな公園のこと。

保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える更生保護活動や「社会を明るくする運動」など犯罪予防活動を行うボランティア。

【ま】

街かどデイハウス

おおむね65歳以上で、介護保険で非該当とされた方などに対して、民間の非常利団体が市の補助を受けて運営している、小規模で家庭的な雰囲気施設の、少人数のグループでレクリエーションや体操、昼食などのサービスを行い、介護が必要にならないように予防する。

学びの森

平成20年(2008年)4月から開設し、不登校児童・生徒への学習活動を支援することにより、生きる力・社会性・自立性の育成を図り、学校復帰及び進路保障をめざしている。利用施設は竹見台多目的施設であり、小学校跡の建物を使っており、学校の教室の雰囲気の中、個別学習・グループ学習に取り組んでいる。

民生委員・児童委員

民生委員法・児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員。社会奉仕の精神をもって、地域福祉の向上のため、常に住民の立場になって相談・支援を行うボランティア。また、小学校区ごとに児童問題を専門とする主任児童委員が1名ずつ配置されている。市内全ての民生委員・児童委員で「吹田市民生・児童委員協議会」を組織している。

無縁社会

単身世帯が増えて、人と人との関係が希薄となりつつある現代社会の一面。不況や少子高齢化、結婚に対する若者の意識の変化、プライバシー保護の厳格化、地縁血縁社会の崩壊などさまざまな要因が重なることにより、かつて存在した地域社会のつながりが希薄となり、単身者がますます孤立しやすくなる社会。

[や]

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う協議会。本市では大阪府吹田こども家庭センター等で構成する児童虐待防止ネットワーク会議をこれに位置づけている。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。「できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトであり、デザイン対象を障がいのある人や高齢者等に限定していない点が一般に言われる「バリアフリー」とは異なる。

[ら]

療育

障がいのある児童、あるいはその疑いのある児童に対して、それぞれの障がいに応じた医療や訓練の提供と、発達を支援する保育や教育を総合的に行うこと。

留守家庭児童育成室

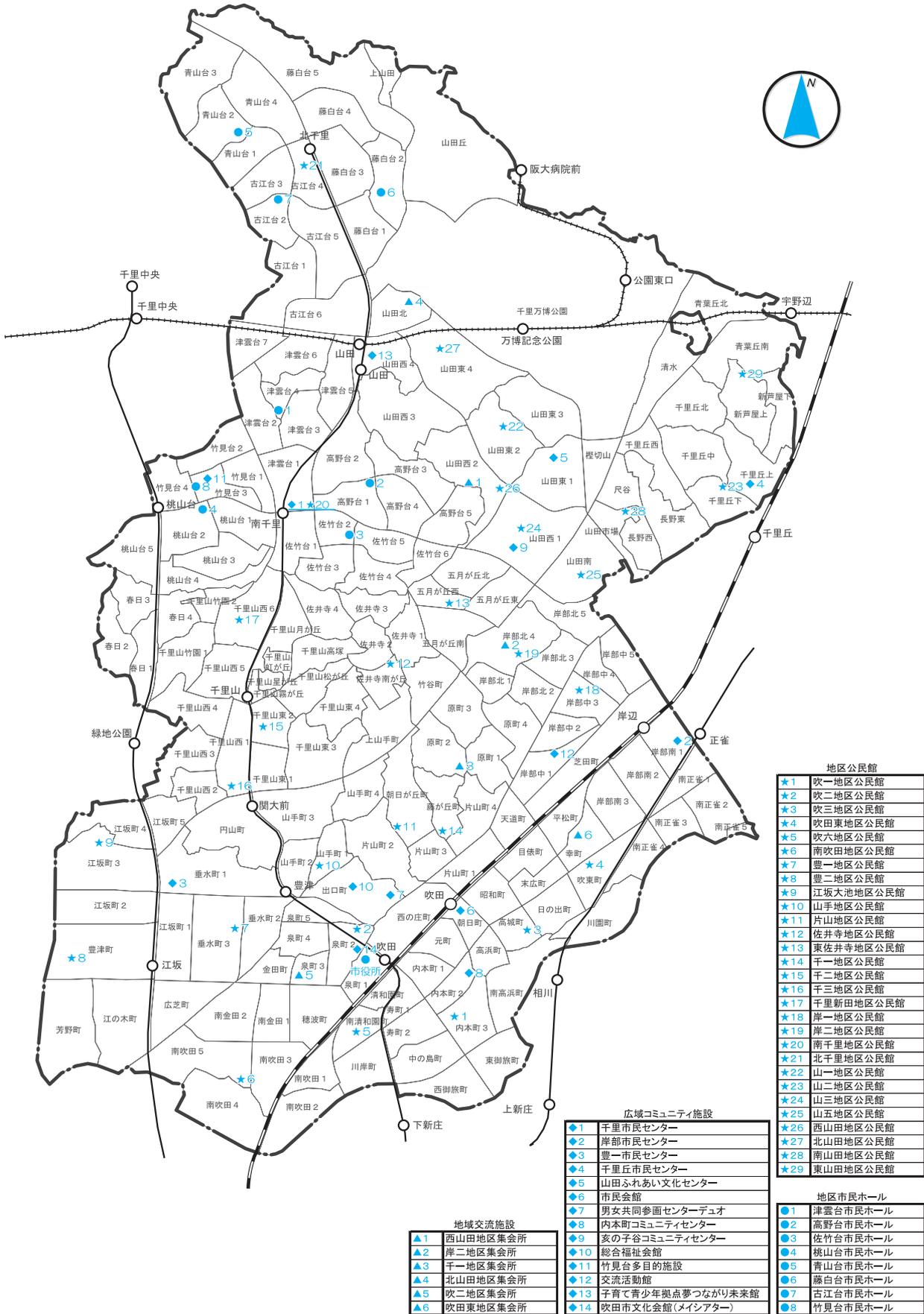
保護者が働いていたり、病気などのため、放課後など、家庭に帰っても留守家庭になる児童の健全育成を図るために開設されている。本市ではすべての小学校内に開設し、対象は小学1年生から3年生まで、月曜日から金曜日及び毎月第4土曜日の放課後から午後5時(延長保育を利用する場合は午後6時30分、第4土曜日は午後5時)までと、春・夏・冬休みの期間中の午前8時30分から午後5時(延長保育を利用する場合は午後6時30分)までとなっている。

[わ]

ワークショップ

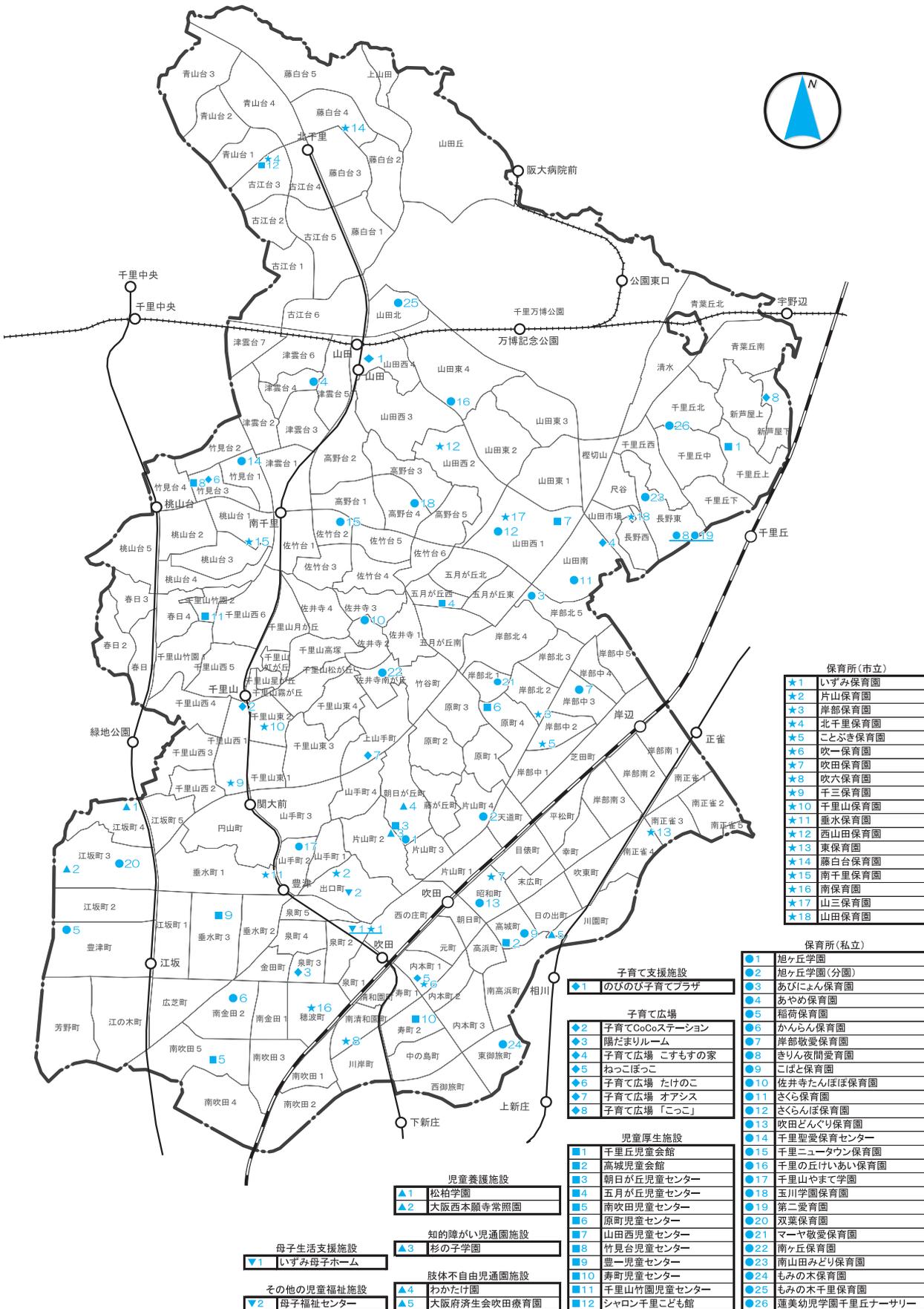
地域に関わる多様な立場の人々が計画プロセスに参加するまちづくりや計画づくりの方法。通常の会議とは違って、グループに分かれて、意見交換をしたりグループで簡単な作業をしながら、参加者全員が立場を超えて自由に意見を言える、参加体験型の活動。

● コミュニティ施設一覧 (平成23年(2011年)3月末現在)



※下線が入っているものは同一施設(あるいは敷地)内に2つ以上の施設がある場合です。

● 児童福祉施設等一覧（平成23年〔2011年〕3月末現在）



保育所(市立)	
★1	いずみ保育園
★2	片山保育園
★3	岸部保育園
★4	北千里保育園
★5	ことぶき保育園
★6	吹一保育園
★7	吹田保育園
★8	吹六保育園
★9	千三保育園
★10	千里山保育園
★11	垂水保育園
★12	西山保育園
★13	東保育園
★14	藤白台保育園
★15	南千里保育園
★16	南保育園
★17	山三保育園
★18	山田保育園

保育所(私立)	
●1	旭ヶ丘学園
●2	旭ヶ丘学園(分園)
●3	あびにょん保育園
●4	あやめ保育園
●5	稲荷保育園
●6	かんらん保育園
●7	岸部敬愛保育園
●8	きりん夜間保育園
●9	こぼと保育園
●10	佐井寺たんぽぽ保育園
●11	さくら保育園
●12	さくらんぼ保育園
●13	吹田どんぐり保育園
●14	千里聖愛保育センター
●15	千里ニュータウン保育園
●16	千里の丘けいあい保育園
●17	千里山やまて学園
●18	玉川学園保育園
●19	第二保育園
●20	双葉保育園
●21	マザー敬愛保育園
●22	南ヶ丘保育園
●23	南山山みどり保育園
●24	もみの木保育園
●25	もみの木千里保育園
●26	蓮美幼児学園千里丘ナーサリー

子育て支援施設	
◆1	のびのび子育てプラザ

子育て広場	
◆2	子育てCoCoステーション
◆3	陽だまりルーム
◆4	子育て広場 こすもずの家
◆5	ねっこほっこ
◆6	子育て広場 たけのこ
◆7	子育て広場 オアシス
◆8	子育て広場「こっこ」

児童厚生施設	
■1	千里児童会館
■2	高城児童会館
■3	朝日が丘児童センター
■4	五月が丘児童センター
■5	南吹田児童センター
■6	原町児童センター
■7	山田児童センター
■8	竹見台児童センター
■9	豊一児童センター
■10	寿町児童センター
■11	千里山竹園児童センター
■12	シャロン千里子ども館

児童養護施設	
▲1	松柏学園
▲2	大阪西本願寺常照園

知的障がい児通園施設	
▲3	杉の子学園

母子生活支援施設	
▼1	いずみ母子ホーム

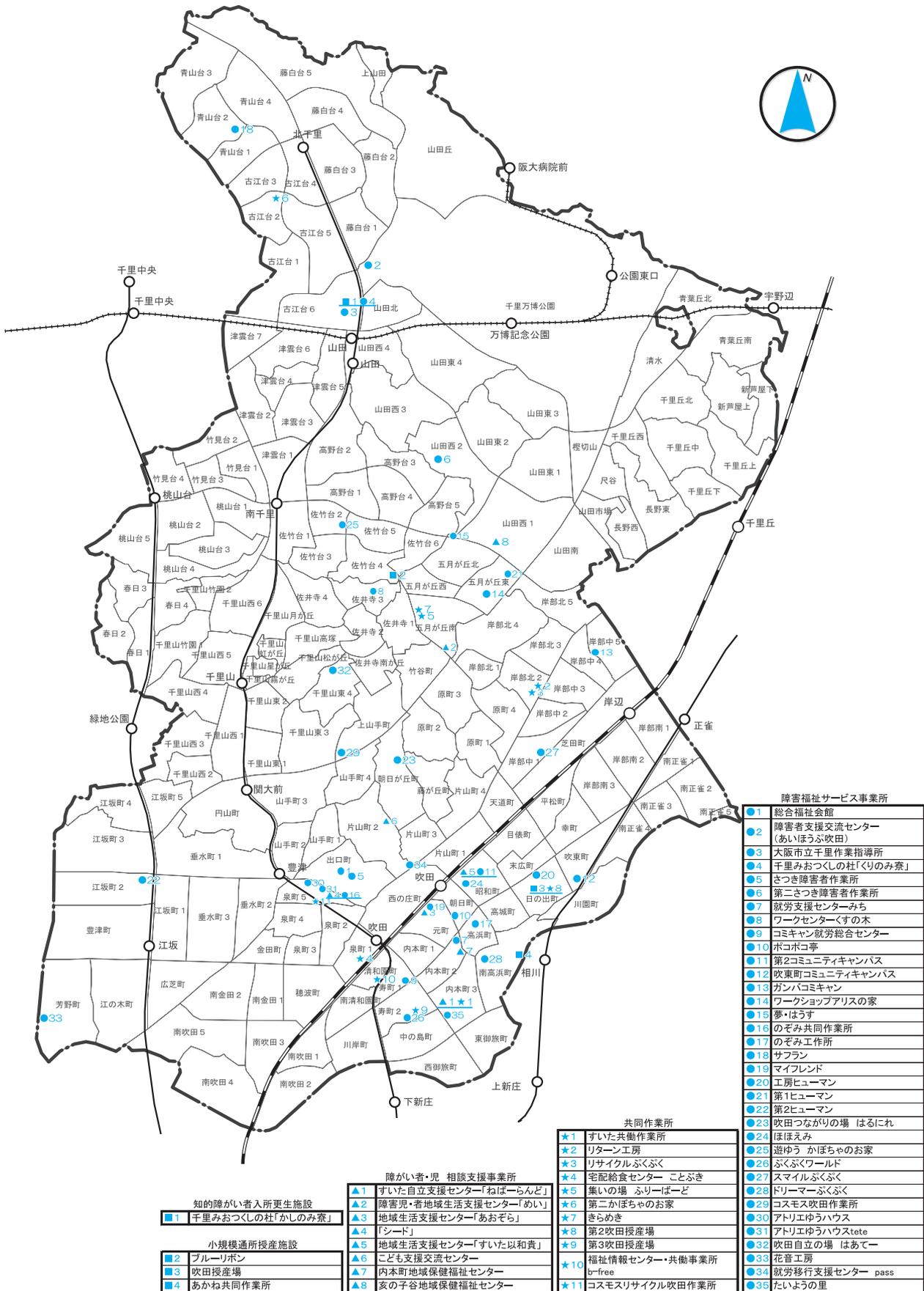
その他の児童福祉施設	
▼2	母子福祉センター

知的障がい児通園施設	
▲3	杉の子学園

肢体不自由児通園施設	
▲4	わかたけ園
▲5	大阪府済生会吹田療養園

※下線が入っているものは同一施設(あるいは敷地)内に2つ以上の施設がある場合です。

障がいのある人の施設一覧（平成23年〔2011年〕3月末現在）



巻末資料

- 知的障がい者入所更生施設**
- 1 千里みおつくしの社「かしのみ寮」
- 小規模通所授産施設**
- 2 ブルーリボン
 - 3 吹田授産場
 - 4 あかね共同作業所

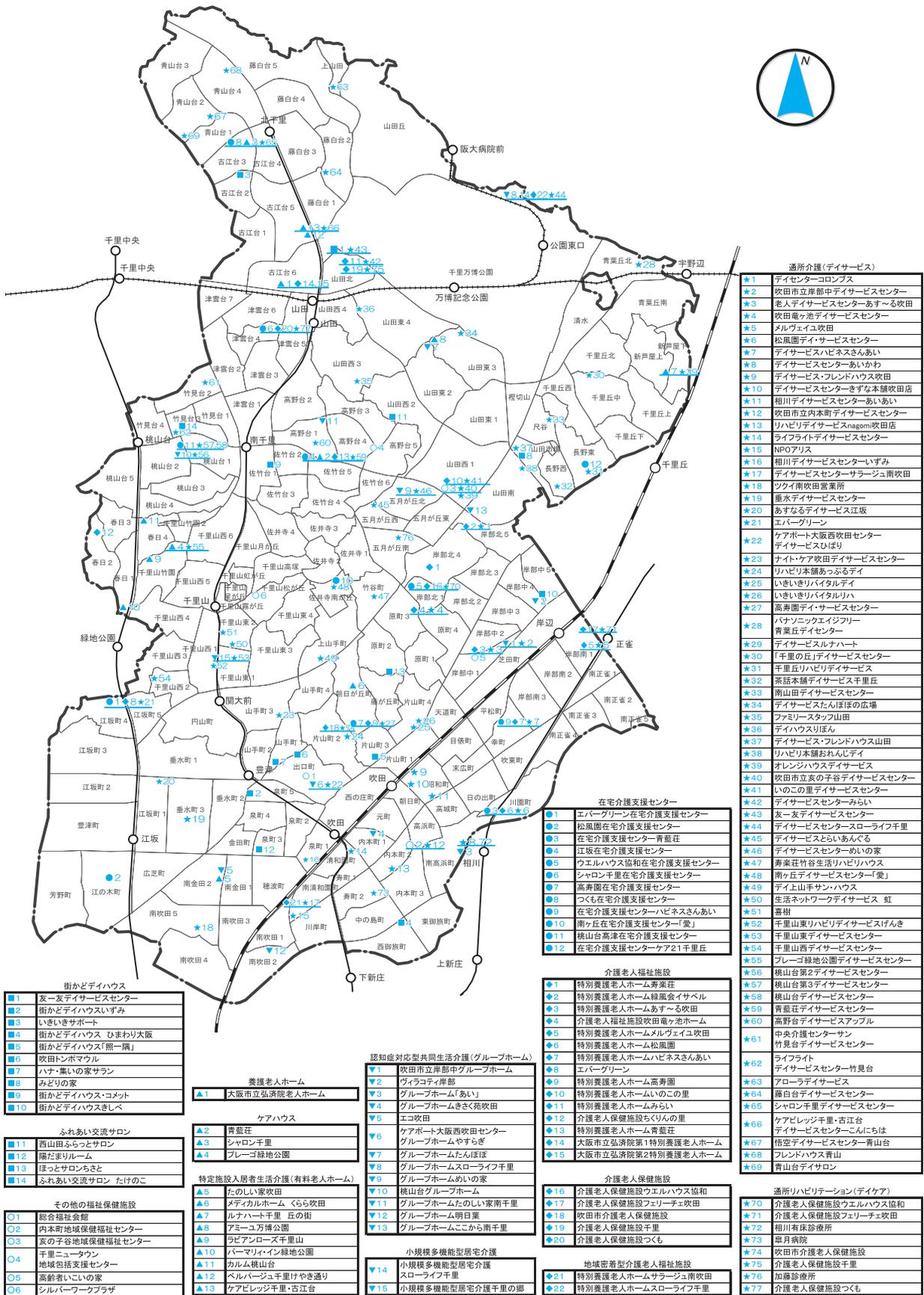
- 障がい者・児 相談支援事業所**
- ▲1 すいた自立支援センター「ねばーらんど」
 - ▲2 障害児・者地域生活支援センター「めい」
 - ▲3 地域生活支援センター「あおぞら」
 - ▲4 「シード」
 - ▲5 地域生活支援センター「すいた以和貴」
 - ▲6 子ども支援交流センター
 - ▲7 内本町地域保健福祉センター
 - ▲8 亥の子谷地域保健福祉センター

- 共同作業所**
- ★1 すいた共同作業所
 - ★2 リターン工房
 - ★3 リサイクルぶくぶく
 - ★4 宅配給食センター ことぶき
 - ★5 集いの場 ふりーばーど
 - ★6 第二かぼちゃの家
 - ★7 きらめき
 - ★8 第2吹田授産場
 - ★9 第3吹田授産場
 - ★10 福祉情報センター・共働事業所 b-free
 - ★11 コスモリサイクル吹田作業所

- 障害福祉サービス事業所**
- 1 総合福祉会館
 - 2 障害者支援交流センター（あいほうぶ吹田）
 - 3 大阪市立千里作業指導所
 - 4 千里みおつくしの社「くりのみ寮」
 - 5 さつき障害者作業所
 - 6 第二さつき障害者作業所
 - 7 就労支援センターみち
 - 8 ワークセンターくすの木
 - 9 コミキャン就労総合センター
 - 10 ポコポコ亭
 - 11 第2コミュニティキャンパス
 - 12 吹東町コミュニティキャンパス
 - 13 ガンパコミュニティ
 - 14 ワークショップアリスの家
 - 15 夢・はうす
 - 16 のぞみ共同作業所
 - 17 のぞみ工作所
 - 18 サフラン
 - 19 マイフレンド
 - 20 工房ヒューマン
 - 21 第1ヒューマン
 - 22 第2ヒューマン
 - 23 吹田つながりの場 はるにれ
 - 24 ほほえみ
 - 25 遊ゆう かぼちゃの家
 - 26 ぶくぶくワールド
 - 27 スマイルぶくぶく
 - 28 ドリマーぶくぶく
 - 29 コスモス吹田作業所
 - 30 アトリエゆうハウス
 - 31 アトリエゆうハウスtete
 - 32 吹田自らの場 はあてー
 - 33 花音工房
 - 34 就労移行支援センター pass
 - 35 たいようの里

※下線が入っているものは同一施設（あるいは敷地）内に2つ以上の施設がある場合です。

高齢者福祉施設等一覧 (平成23年(2011年)3月末現在)



通所介護(デイサービス)	
★1	デイセンターコロソンス
★2	吹田市立岸部中デイサービスセンター
★3	老人デイサービスセンターあする吹田
★4	吹田電ヶ池デイサービスセンター
★5	メルヴェユ吹田
★6	松風園デイサービスセンター
★7	デイサービスハピネスさんあい
★8	デイサービスセンターあいかわ
★9	デイサービス・フレンドハウス吹田
★10	デイサービスセンターきずな本舗吹田店
★11	相川デイサービスセンターあいかい
★12	吹田市立内本町デイサービスセンター
★13	リハビリデイサービスnagomi吹田店
★14	ライフライต์デイサービスセンター
★15	NPOアリス
★16	相川デイサービスセンターいずみ
★17	デイサービスセンターサージュ南吹田
★18	ツウイ南吹田営業所
★19	重水デイサービスセンター
★20	あすなるデイサービス江坂
★21	エバーグリーン
★22	ケアポート大阪西吹田センター デイサービスひばり
★23	ナイト・ケア吹田デイサービスセンター
★24	リハビリ本舗あつふるデイ
★25	いきいきリハビリデイ
★26	いきいきリハビリデイ
★27	高寿園デイサービスセンター
★28	パソニックエイジフリー 青葉丘デイセンター
★29	デイサービスルナハート
★30	千里の丘(デイ)サービスセンター
★31	千里丘リハビリデイサービス
★32	茶話本舗デイサービス千里丘
★33	南山田デイサービスセンター
★34	デイサービスたんぽぽの広場
★35	ファミリースタッフ山田
★36	デイハウスりぼん
★37	デイサービスフレンドハウス山田
★38	リハビリ本舗おれんじデイ
★39	オレンジハウスデイサービス
★40	吹田市立友の会デイサービスセンター
★41	いのこの里デイサービスセンター
★42	デイサービスセンターみらい
★43	友一五デイサービスセンター
★44	デイサービスセンタースローライフ千里
★45	デイサービスといいきる
★46	デイサービスセンターめいの家
★47	ウエルハス協和在宅介護支援センター
★48	南ヶ丘デイサービスセンター「愛」
★49	吹い上山手センター「ハス」
★50	生活ネットワークデイサービス 虹
★51	善福
★52	千里山東リハビリデイサービスげんき
★53	千里山東デイサービスセンター
★54	千里山西デイサービスセンター
★55	プレーゴ緑地公園デイサービスセンター
★56	桃山台第2デイサービスセンター
★57	桃山台第3デイサービスセンター
★58	桃山台デイサービスセンター
★59	青葉丘デイサービスセンター
★60	高野台デイサービスアップル
★61	中央介護センターサン 竹見台デイサービスセンター
★62	ライフライ デイサービスセンター竹見台
★63	アローラデイサービス
★64	藤白台デイサービスセンター
★65	シャロン千里在宅介護支援センター
★66	ケアビレッジ千里・古江台
★67	デイサービスセンターこんにはら
★68	信空デイサービスセンター青山台
★69	フレンドハウス青山 青山台デイサロン

街かどデイハウス	
■1	友一五デイサービスセンター
■2	街かどデイハウスいずみ
■3	いきいきサポート
■4	街かどデイハウス ひまわり大阪
■5	街かどデイハウス「照一」
■6	吹田トンボマル
■7	ハナ・寒い家サロン
■8	みどりの家
■9	街かどデイハウス・コメント
■10	街かどデイハウスきしべ

介護老人ホーム	
▲1	大阪市立弘済院老人ホーム

ケアハウス	
▲2	青葉荘
▲3	シャロン千里
▲4	プレーゴ緑地公園

特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	
▲5	たのしい家吹田
▲6	メディカルホーム くらら吹田
▲7	ルナハート千里 丘の街
▲8	アミーユ万博公園
▲9	ラビアンローズ千里山
▲10	ハーマリアン緑地公園
▲11	カナル桃山台
▲12	ペルバジュ千里けやき通り
▲13	ケアビレッジ千里・古江台

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	
▼1	吹田市立岸部中グループホーム
▼2	ワイロシティ岸部
▼3	グループホーム「あい」
▼4	グループホームきさく苑吹田
▼5	エコ吹田
▼6	ケアポート大阪西吹田センター グループホームやすらぎ
▼7	グループホームたんぽぽ
▼8	グループホームスローライフ千里
▼9	グループホームめいの家
▼10	桃山台グループホーム
▼11	グループホームたのしい家南千里
▼12	グループホーム明日葉
▼13	グループホームここから南千里

※下線が入っているものは同一施設(あるいは敷地)内に2つ以上の施設がある場合です。